

「郷士くん」着ぐるみ貸出規定

（趣旨）

第1条 この規定は、十津川村マスコットキャラクター「郷士くん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用申込の提出）

第2条 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「郷士くん貸出申込書」を使用の2ヶ月前までに着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは使用の半年前から受け付けるものとする。

なお、2ヶ月前までに使用の申し込みのない日に関しては、1ヶ月を期日として先着順に申し込みを受け付けるものとする。

（使用承諾の通知）

第3条 管理者は、使用者に対し、使用の2ヶ月前を目途に使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

（使用承諾基準）

第4条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- （1）十津川村の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げとなるとき。
- （2）着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- （3）法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- （4）特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- （5）営利目的の活動に使用するとき。
- （6）その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

（使用料）

第5条 使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

- (2) 申込者の記載どおり使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取り消し)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(現状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの取扱について必要な事項は、管理者が別に定める。